

県内原子力発電所への立入調査の実施について

県と立地市町は、『原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書（もんじゅを含む）』第7条（立入調査等）および第8条（立入調査の同行）の規定に基づき、下記のとおり、日本原子力発電株式会社、核燃料サイクル開発機構、関西電力株式会社の全ての原子力発電所を立入調査する。

記

1. 日時および場所

- ・ 第一日：平成14年11月18日(月) 午前10時～午後4時
敦賀発電所、美浜発電所
- ・ 第二日：平成14年11月19日(火) 午前10時～午後4時
新型転換炉ふげん発電所、高速増殖原型炉もんじゅ
- ・ 第三日：平成14年11月20日(水) 午前10時～午後4時
高浜発電所、大飯発電所

(* 終了時間は予定)

2. 目的

東京電力(株)の自主点検作業記録の不正記載問題等を踏まえ、各事業者が実施している自主点検の総点検作業の中間報告(「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検中間報告書」)が、11月15日、県および立地市町に提出された。

これを受けて、県および立地市町は、今回報告のあった中間報告書の内容を現地で確認するため、全ての発電所を対象として安全協定に基づく立入調査を実施する。

なお、今回の立入調査にあたっては、事業者と通報連絡等の協定書を締結している隣接および隣々接市町村が同行する。

3. 立入者および同行者

- 県：県民生活部理事、原子力安全対策課職員
原子力環境監視センター職員
- 敦賀市：原子力安全対策課職員
- 美浜町：企画課職員
- 高浜町：企画情報課職員
- 大飯町：企画課職員

* 隣接、隣々接市町村については、現在調整中

(小浜市、今庄町、河野村、三方町、名田庄村、越前町、上中町)

4 . 調査項目及び調査方法

事業者より報告を受けた以下の項目について、現地において関係書類を確認するとともに、その実施状況を聞き取り調査する。

自主点検作業実施状況にかかる調査

自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況にかかる調査

問い合わせ先

原子力安全対策課 担当：島田

内線2354 直通0776(20)0314